臨時福祉給付金の申請はお済みですか

問い合わせ　社会健康課　☎㊾２１５２

７月17日から臨時福祉給付金の申請を受け付けています。平成26年度市県民税が課税されていない方が対象です。

ただし、ご自身を税法上の扶養親族とされている方が同一世帯・別世帯にいらっしゃる場合は対象外となります。申請書が届いた方で、まだ申請を行っていない方は10月17日㈮までに申請をお願いします。

※　扶養親族とは、市県民税が課税されている人の税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、事業専従者および年齢16歳未満の年少者を指します。

ご自身が扶養親族となっているかは、ご家族の方が確定申告やお勤め先の年末調整などで扶養親族にしているかどうかをご確認ください。

９月７日㈰～13日㈯

救急医療週間

問い合わせ　社会健康課　☎㊾２１４０

夜間や休日にけがや病気をしたとき、どこの医療機関を受診したらよいか迷ったことはありませんか。

症状や緊急度に応じて、初期・２次・３次の救急医療体制が整備されています。

軽症で緊急性がない方が、気軽に２次・３次の病院で救急受診をすると、本来、このような病院での受診を必要としている重症者への対応ができなくなったり、必要な治療が遅れる恐れがあります。

県西部地域保健対策協議会、広島西圏域メディカルコントロール協議会は、症状や緊急性に応じた、適切な医療機関で受診するよう、協力をお願いしています。

休日や夜間に診療している病院・診療所を探すとき

○ダイヤルインフォメーション
０１２０-１６９-９０１（24時間）

○「救急医療ＮＥＴ　ＨＩＲＯＳＨＩＭＡ」
http://www.qq.pref.hiroshima.jp/

こどもの救急

○「小児救急医療相談電話」
毎日19時～翌朝８時
☎０８２-５０５-１３９９

○「こどもの救急ホームページ」
http://kodomo-qq.jp/

大竹市・廿日市市の救急医療体制

患者の状態		夜間（毎日）	休日・祝日の昼間
初期	比較的症状の軽い患者	**廿日市市休日・夜間急患診療所** （廿日市市新宮1丁目13番1号） 内科（１５歳以上） 休日・祝日 18時～22時 毎日（休日・祝日を除く） 19時～22時 ☎0829⑳1011 ※　電話による問い合わせは21時45分までです。	**大竹市休日診療所**（大竹市立戸2丁目1番16） 内科・外科　9時～17時 ☎㊾0330 （12月30日～1月3日は、小児科も対応） **廿日市市休日・夜間急患診療所** （廿日市市新宮1丁目13番1号） 内科　9時～18時 ☎0829⑳1011 **在宅当番医** 各新聞の朝刊、市広報・ホームページで確認できます。
2次	入院・手術を必要とする患者	**広島西医療センター**（大竹市玖波4丁目1番1号）　☎㊼7151 **ＪＡ広島総合病院**（廿日市市地御前1丁目3番3号）　☎0829㊱3111	
3次	生命にかかわる特に症状の重い患者	**ＪＡ広島総合病院**（廿日市市地御前1丁目3番3号）　☎0829㊱3111	